

## 我が国における環境保険普及の現状とその展望

# Current Status and Future Outlook of Environmental Insurance Popularization in Japan

八頭司 彰久<sup>1</sup>

Akihisa Yatouji

As companies are increasingly expected to cope with environmental problems, environmental insurance (which in this paper refers to environment impairment liability insurance, polluted land clean-up expense insurance, medical waste generator liability insurance, and industrial waste generator liability insurance) is considered highly effective in addressing environmental problems and managing environmental risks. Despite its significant advantages in terms of corporate management, environmental insurance has not been widely accepted in Japan. This paper is intended to discuss (i) the necessity of environmental insurance, reasons why environmental insurance has not been widely accepted in Japan, challenges toward popularizing environmental insurance in Japan, and (ii) the outlook of, and methods for, popularizing environmental insurance in Japan.

キーワード：環境保険普及、現状、展望、環境問題、環境リスク管理、企業経営

**Key Words** : Environmental Insurance Popularization, Current Status, Future Outlook, Environmental Problems, Managing Environmental Risks, Corporate Management

### 1. はじめに

大きなリスクである環境リスクに対して、我が国における環境保険(ここでは、環境汚染賠償責任保険、土壌汚染浄化費用保険、医療廃棄物排出者責任保険、産業廃棄物排出者責任保険、を環境保険と定義する)の販売状況は芳しくない。

民間の保険に頼らなくても民間保険に代わる政府規制や補償制度などが十分備わっていれば、問題はないが、我が国においてはそれらが十分備わっているとはいえない。我が国は、米国のように訴訟社会でもなく、スーパーファンド法というような厳格な法律によって賠償責任を問われる法律がない。

このような中で、企業は環境リスクに対して、リスクを保有する形(自家保険)となっており、大

企業はもとより、中小零細企業も100%リスクにさらされている。我が国における環境保険は、土壌・地下水汚染に限っていえば、強制的な浄化義務を課すような法制度が未整備であり、情報公開なども行われておらず実態把握が難しい。以上を背景として、環境保険は、企業のニーズを喚起できず、保険加入の際のアンダーライティングの難しさからほとんど、普及しない状況であった。

そもそも、環境保険は、①被保険者である企業の賠償資力を確保、②環境汚染の早期浄化と被害者の救済に寄与、③引き受け時における事前調査には、環境監査としての側面も認められ、④企業の環境保全機能を有する制度として評価できる。そのような中、我が国の環境保険が普及しない理由と普及に向けての課題および展望を考察していく。

1 大阪経済法科大学地域総合研究所 客員教授、大阪経済大学経営学部 非常勤講師。

## 2. 環境保険が普及しない理由

保険を購入する企業サイド(需要側)と保険を提供する保険会社サイド(供給側)の双方から、環境保険が普及しない理由を理論的、一般的な推測で考えると以下の通りである。

企業サイドからの問題点は、①保険加入に際して、保険契約の締結に伴う、いくつかの不便・不都合がある、契約前に保険会社による第三者的審査手続の中で、徹底した汚染源データの開示を要求、②個別対応で事前の環境監査・リスク診断に時間がかかり、結果的に引き受けが行われなかった場合、企業のイメージの低下、③長い審査期間を経て締結に至ったとしても、経常的に行われる環境監査では、企業側の費用負担の下で、保険会社のモニタリングを常時受ける必要があること、④環境監査のコストは企業側の負担、⑤高額の保険料の割にもかかわらず、事故に対する賠償金のうちの自己負担額の割合が高く、保険料というコストに対し、保険のメリットが十分であるか、コストとベネフィットが納得しにくいこと、⑥環境保険で保険金を支払った事例が少なく、環境汚染の実態とそれに伴う企業のダメージの全容を把握できないこと、などである。

これらの結果、環境問題を自社にとって切実な経営問題と認識できず、環境リスクが、経営者に、浸透していない。

一方、保険会社サイドからの問題点として、①「逆選択」の可能性が大きい、環境保険の需要は、汚染の危険度の高い企業・業種にかたよるおそれがあり、保険会社は引き受けに消極的にならざるを得ないこと、②「モラル・ハザード」の可能性もあること、③米国における問題状況から、環境保険引き受けに対して消極的、④データが少なく、制約されている中、リスクに見合う保険料の定量化ができないこと、⑤再保険の手当てが困難で

あること、⑥漸進的に(蓄積性のある)汚染が進行し、一時に拡大する汚染はリスク評価が困難であること、⑦環境汚染発生時、加害者、被害者の特定が困難で損害査定に困難を伴うこと、⑧環境汚染に対する法律の支払基準の厳格化と保険の担保範囲の拡大、⑨環境保険の難しさから会社の経営方針として引き受けない会社が多いこと、などである。

以上、我が国において環境保険が普及しない要因を述べてきたが、環境保険が普及しない需給両面の理由は理論的にも一般的にも想定可能であるが、現実の状況を勘案してもどの理由が大きいかなどは不明である。環境保険市場は、保険会社が企業と個別対応で、リスクの測定や契約内容の設定、保険料の設定などを行うため、すべてが企業秘密の範疇となり、情報が公開されることが少ないことが大きな障碍となっている。そのような中、桑名謹三(2006)の保険会社へのアンケート調査に基づいて、環境保険が普及しない理由および、保険会社が環境保険を引き受ける理由を検証する。同アンケート調査の結果により、環境保険を引き受けない理由は、①環境リスクの定量化が困難、②再保険の手配が困難、③逆選択の可能性が大きい、④事故発生時の損害査定の高さ、など4点である<sup>2</sup>。これらは、前述した理由と大差はない。この調査で環境保険を引き受ける会社が8社存在する。非販売会社についても今後のことを想定して回答を得ている。保険会社の経営戦略に関するものであり、経営方針、営業施策上、環境保険で被る損失を度外視したもので、企業との総合取引の中から長い友好関係を生み出すものである。この総合取引に基づき、①多少損失が出た場合でも保険料運用益でカバー、②潜在的な優良マーケットへの先行投資、③環境リスクに係わる保険を積極的に販売することから契約者である企業の他種目の保険シェアの拡大によって環境リス

2 桑名謹三(2006)97頁参照。

クに係わる保険の損失以上に利益が得られる、④環境リスクに係わる保険を積極的に販売することによって環境リスクに強い企業イメージの向上、⑤内部統制など企業のリスク管理の強化が叫ばれる中、企業のリスクコンサルタントの地位を獲得する、などの5点があげられている<sup>3</sup>。以上の点から、我が国の保険会社は、環境保険単独での引き受けには懐疑的であるが、契約者との保険取引状況により引き受けることが明らかとなった。保険会社側は、中堅企業以上の企業について、リスクをある程度抑制し、引き受けを行うことにより環境保険が普及する可能性が高い。環境保険の理論的研究は存在しており、環境リスクコントロールに有効であることは、少なくとも理論上は確認されている。ところが、我が国の環境保険の販売状況は低調を極めている。需要側の企業にも問題があるものの、供給側の保険会社も極めて消極的な販売姿勢を取ってきている。一方、需要側の企業も積極的に加入しない状況である。そのため、我が国において、環境保険は普及していないのが現状である。

環境保険の普及は、企業経営の大きな安定につながるのである。筆者は、このような現状を踏まえて環境保険普及を図る上での課題および展望を検討する。

### 3. 環境保険普及に向けての課題

以上、我が国の保険会社における環境保険の販売状況を見てきた。その結果、いずれの保険会社を見ても、環境保険の販売状況はきわめて低調で、普及が進んでいるとはとても言うことができないことが明らかとなった。

もっとも、各保険会社の販売部門によれば、いずれの環境保険に対しても、引き合い、問い合わせ

せは来ているとのことである。それにもかかわらず、販売状況が芳しくないということは、我が国の企業が、環境保険の存在については十分認識しており、その役割について相当の情報を得ているものの、購入には至っていないということの意味する。企業からすれば、企業の社会的責任への関心の高まりに象徴されるような社会的空気の変化に触発されて、環境事故を引き起こした場合にどこまでの責任を追及され、どれほどの損害賠償責任を負わなければならないのか、それが経営にどれほどのダメージを及ぼすことになるのかについてある程度関心を抱くようにはなっているが、従来の我が国の法制度の整備状況や社会的空気からすれば、未だ環境保険を購入したほうが有利とまでの判断はつきかねているということであろう。

こうした状況は、保険会社の営業姿勢にも通じていると思われる。じつは、我が国では環境保険が普及していないというばかりでなく、保険会社自身必ずしも積極的に販売活動を強めようとしているように感じられなかった<sup>4</sup>。企業が直面している上述のような状況は、保険会社としても、環境保険を販売した場合にどれほどのリスクを引き受けることになるのかを必ずしも確定しえないことを意味する。これでは、保険会社が環境保険の販売に熱意を持っていないのも当然のこととなろう。

### 4. おわりに

以上、検証してきたことから環境保険普及への展望について考察していきたい。欧米では、厳格な環境法令などの制定が環境保険の普及への手だてとして、その契機となっていることが多い。汚染者に厳格な賠償責任を課す法律があってこそ、一方で保険会社は自らが引き受けるリスクをか

3 桑名謹三(2006)94頁-95頁参照。

4 こうした印象は筆者が抱いたばかりではない。例えば黒川(2004)156頁参照。

なりの精度で確率論的に計算でき、他方で企業に対する環境保険のコスト・パフォーマンスを積極化して、双方相まって環境保険を普及させることができるという、それ自体としては説得的な議論も、現代の我が国にとってどこまで適用可能なかの検証を行う必要がある。我が国における環境保険の普及にどの程度の展望があるかを理解するための重要なカギは、環境事故の引き起こす経営へのダメージ、すなわち環境リスクの大きさを企業にとっても、保険会社にとっても、より明確にする法制度やそれを支える社会的空気ないし社会環境が、我が国においてどの程度成熟してきているのかを問うことと言えそうである。

#### 謝辞

『総合政策研究』、天野明弘先生追悼特別号におきまして、天野明弘先生への追悼記念論文執筆の機会を賜りましたことに改めましてありがたく厚くお礼申し上げます。

#### 参考文献

- 久保英也(2009)「日本における環境保険の普及に向けた提案」  
『生命保険論集』第167号、生命保険文化センター。
- 久保英也(2009)『保険の独立性と資本主義との融合』千倉書房。
- 國本裕一(2000)「環境汚染賠償責任保険の現状と今後の展開」  
『環境研究』No.118、環境調査センター。
- 黒川哲志(2002)「環境保険を利用した規制手法」『帝塚山法学』  
6号、帝塚山大学法学会。
- 黒川哲志(2004)「環境行政の法理と手法」成文堂。
- 桑名謹三(2006)「日本の環境保険マーケットの現状分析—環境保険マーケット拡大に何が必要か—保険会社へのアンケート調査を通じて—」『損害保険研究』第68巻 第2号、損害保険事業総合研究所。
- 八頭司彰久(2010)「桑名氏によるアンケート調査に即した環境保険の研究」『洞窟環境NET学会紀要』第1巻 第1号、洞窟環境NET学会。
- 八頭司彰久(2011)「我が国における環境保険の現状と普及に向けた提言」『月刊ライト』第55巻 第4号、保険銀行日報社。
- 八頭司彰久(2011)「環境保険を活用した環境リスク管理の有効性に関する研究事例(1)～(27)」『保険毎日新聞』、保険毎日新聞社。
- 八頭司彰久(2011)「環境保険普及への提言」『インシュアランス』、第4418号、保険研究所。
- 八頭司彰久(2012)「環境保険を活用した環境リスク管理の有効性に関する研究事例(28)～(33)」『保険毎日新聞』、保険毎日新聞社。